

平成 25 年 3 月 28 日

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

1. 「犯罪収益移転防止法」の改正について

平成 25 年 4 月 1 日より、改正「犯罪収益移転防止法」の施行にともない、従来の本人確認が必要な取引をお受付した際には、「運転免許証」、「登記事項証明書」などの本人確認書類のご提示による本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）の確認に加えまして、お客さまのお取引目的、職業・事業内容、実質的支配者（※1）等も確認させていただくことになりました。

ご理解、ご協力くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

改正前の確認事項 (平成 25 年 3 月 31 日まで)		個人のお客さま	法人のお客さま
	確認事項	<input type="radio"/> 氏名 <input type="radio"/> 住居 <input type="radio"/> 生年月日	<input type="radio"/> 名称 <input type="radio"/> 本店または主な事務所の所在地
確認方法	運転免許証、旅券（パスポート）健康保険証などの公的書類を提示していただきます。	登記事項証明書、印鑑登録証明書（※2）などの公的書類を提示していただきます。	

改正前の確認事項に加えて、下記の確認が必要となります。

追加される確認事項 (平成 25 年 4 月 1 日以降)		個人のお客さま	法人のお客さま
	確認事項	<input type="radio"/> お取引の目的 <input type="radio"/> 職業	<input type="radio"/> お取引の目的 <input type="radio"/> 事業の内容 <input type="radio"/> 主要株主等の有無・氏名・住所・生年月日（※3）
確認方法	当行所定の書面にご記入いただくことにより確認させていただきます。	<input type="radio"/> 「事業の内容」については、登記事項証明書、定款（※4）などを提示していただきます。 <input type="radio"/> それ以外の事項は、当行所定の書面にご記入いただくことにより確認させていただきます。	

- (※1) 株式会社などで25%を超える「議決権」を有する全ての方を指します。また、合名・合資会社、公益・一般社団法人、医療法人などでは代表権のある方を指します。
- (※2) 登記事項証明書、印鑑登録証明書は、発行日から6ヶ月以内のものが必要になります。
- (※3) 主要株主等の方が法人の場合は、その法人の名称および主たる事務所の所在地を確認させていただきます。
- (※4) 定款は、確認日において有効なものが必要となります。

2.確認が必要なお取引

- (1) 新規預金口座の開設、貸金庫・保護預りの取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- (3) 200万円を超える現金、持参人払小切手の受払い
- (4) 融資取引 等

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

3.お客さまへお願い

- (1) 改正「犯罪収益移転防止法」が施行される平成25年4月1日以降、はじめて口座を開設されるときやご融資を受けられるときは、すでにお取引いただいているお客さまにおいても、一度は今回追加される確認事項の確認が必要です。
- (2) 弊行では、今回の改正に伴い、同法の改正後にお客さまにご不便をおかけすることがないように、改正前に、今回追加される確認事項を確認させていただくことがございますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 次の場合には、過去に確認させていただいたお客さまにつきまして、上記事項の再確認をお願いします。
(その際には、当初ご提示いただいた本人確認書類以外の確認書類のご提示をお願いします。)
また、200万円超の財産の移転を伴うお取引の場合には、源泉徴収票・確定申告書、貸借対照表・損益計算書等により、お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合がございます。

○お取引の名義人になりすましている疑いがある場合

○「氏名・住居・生年月日・職業・取引を行う目的」等を偽っている疑いがある場合

○特定の国に居住・所在している方との取引を行う場合

※上記事項の確認ができないときは、お取引ができない場合がございます。

本件に関するお問合せ
最寄りの十八銀行本支店まで、お問合せ下さい

以上